

様式第7（第32条関係）（平12通産令258・全改、平12通産令151（平12通産令258）・平19経産令77・令元経産令17・一部改正）

（表 面）

第 号	
特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第23条第2項の規定による 身 分 証 明 書	
写 真  押出 スタンプ	職名及び氏名
	年 月 日生 年 月 日交付
	経済産業大臣 印

（裏 面）

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律抜すい

第23条 経済産業大臣は、最終処分施設を保護するため必要な限度において、第21条第6項の許可を受けた者に対し、土地の掘削の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又はその職員に、その事業所若しくは事務所に立ち入り、当該掘削の実施状況若しくは帳簿書類を検査させ、若しくは当該掘削の最終処分施設に及ぼす影響を調査させることができる。

2 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第89条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第23条第1項の規定による検査又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五～八 (略)

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B8とすること。